

平成28年度
東海管内における中山間地域等直接支払制度の
実施状況について

平成29年8月

東海農政局農村振興部農村計画課

◆ 東海農政局管内の実施状況（平成28年度実績）

中山間地域等直接支払制度の交付市町村

1. 市町村数

東海農政局管内において、平成28年度に中山間地域等直接支払交付金の交付を行った市町村は、昨年と同じ46市町村でした。

促進計画を策定した市町村に対する交付市町村の割合（交付市町村率）は98%で、全国都府県の97%と同程度となっています。県別では、岐阜県24市町村（96%）、愛知県6市町村（100%）、三重県16市町村（100%）となっています。

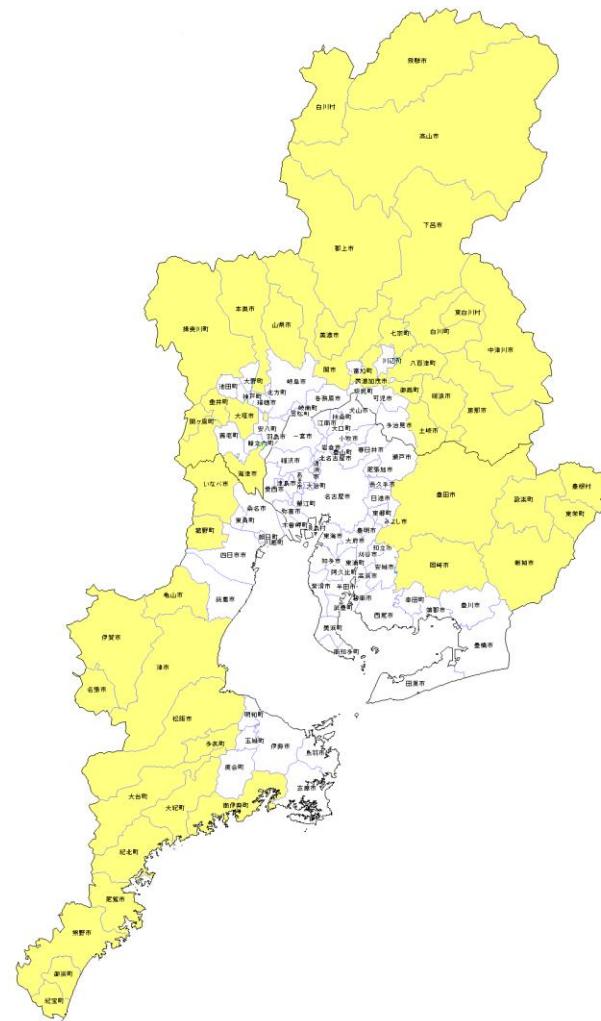
（単位：市町村）

	管内						全国都府県
	平成26年度	平成27年度	平成28年度				平成28年度
			岐阜県	愛知県	三重県		
全市町村	125	125	125	42	54	29	1,539
促進計画(基本方針)策定市町村①	45	47	47	25	6	16	920
交付市町村②	45	46	46	24	6	16	896
交付市町村率②/①	[100%]	[98%]	[98%]	[96%]	[100%]	[100%]	[97%]

注：全国都府県の数値は、北海道を除いた数値である。（以下同じ）

注：市町村数については、各年度3月末時点の市町村数。

注：促進計画(基本方針)策定市町村とは、平成26年度は基本方針、平成27～28年度は促進計画の策定市町村。



：「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」のいずれかの対象地域となっているか、又は知事が指定する自然的、社会的条件が不利な地域(特認地域)となっていて、平成28年度において取組が行われた市町村

2. 協定数

交付金を交付した協定数は1,411協定で、平成27年度の1,394協定から17協定増加しています。うち、将来に向けて農業生産活動を継続するための、より前向きな取り組み（体制整備単価）を行う協定は998協定で、体制整備単価に取り組む協定の割合（体制整備単価率）は71%となっています。

(単位: 協定)

	管内						全国都府県
	平成26年度	平成27年度	平成28年度				平成28年度
				岐阜県	愛知県	三重県	
集落協定	1,463	1,366	1,379	857	306	216	25,019
基礎単価	472	406	411	284	78	49	8,101
体制整備単価	991	960	968	573	228	167	16,918
個別協定	23	28	32	26	6	-	532
基礎単価	1	2	2	2	-	-	75
体制整備単価	22	26	30	24	6	-	457
計(割合)	1,486	1,394	1,411	883	312	216	25,551
基礎単価	473	408	413	286	78	49	8,176
体制整備単価	1,013	986	998	597	234	167	17,375
体制整備単価率	68%	71%	71%	68%	75%	77%	68%

注：集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

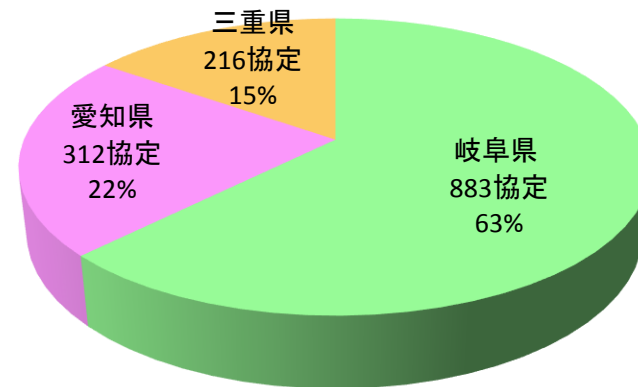
個別協定とは、対象農用地において認定農業者等が所有権等を有する者との間で利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定。

注：基礎単価とは、協定期間内に最低限の農地維持管理活動等を行う場合の交付単価。

体制整備単価とは、協定期間内に自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備を行う場合の交付単価。ただし、個別協定の場合で、協定に自作地を含まない場合には体制整備活動は求めない。

注：[割合]は、各県の協定数の管内全協定数に対する割合。

管内全協定数に対する各県協定数の割合



3. 交付面積及び交付金額

交付面積は12,740haと平成27年度の12,603haから137ha増加しています。

交付金額は約17億5千万円で、県別では岐阜県約12億4千万円、愛知県約2億3千万円、三重県約2億7千万円となっています。

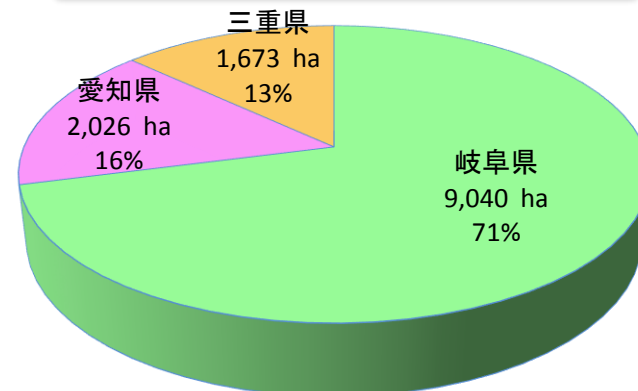
	管内						全国都府県
	平成26年度	平成27年度	平成28年度				平成28年度
				岐阜県	愛知県	三重県	
交付面積(ha)	13,038	12,603	12,740	9,040	2,026	1,673	338,390
[割合]			[100%]	[71%]	[16%]	[13%]	
基礎単価	2,679	2,269	2,241	1,570	402	269	69,497
体制整備単価	10,358	10,335	10,499	7,471	1,623	1,404	268,894
交付金額(百万円)	1,771	1,730	1,749	1,244	234	271	44,208
[割合]			[100%]	[71%]	[13%]	[15%]	
基礎単価	293	247	241	161	45	34	7,432
体制整備単価	1,478	1,483	1,508	1,082	188	237	36,776

注：基礎単価及び体制整備単価とも、集落協定と個別協定を合計したもの。

注：[割合]は、各県の交付面積及び交付金額の、管内の全交付面積及び全交付金額に対する割合。

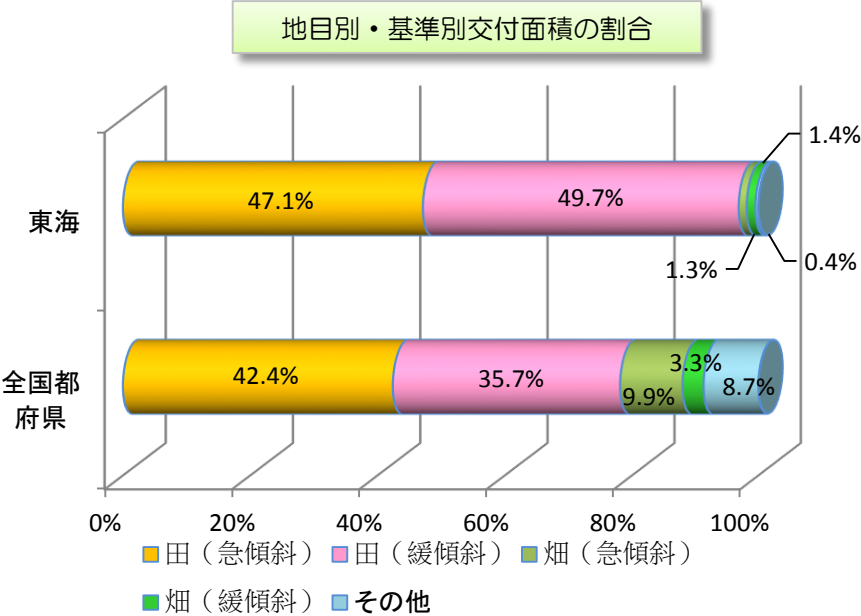
注：四捨五入により計が合わない場合がある。

管内全交付面積に対する各県交付面積の割合



4. 地目別・基準別交付面積

地目別の交付面積の割合は、管内では全体の97%を田が占めており、県別でもほぼ同様な割合となっています。全国都府県では田が80%となっており、管内の交付面積については、全国都府県に比べて田の割合が高くなっています。



5. 加算単価への取組

規模拡大などに取り組む（加算単価）面積は延べ570haで、加算単価に取り組む面積（加算面積）の全交付面積に対する割合（加算面積率）は4.5%となっており、全国都府県の加算面積率6.5%と比べて少なくなっています。

(単位: ha)

	平成28年度交付面積 [割合]				
	管内				全国都府県
	岐阜県	愛知県	三重県		
田	12,356[97.0%]	8,791[97.2%]	1,976[97.5%]	1,588[94.9%]	269,672[79.7%]
急傾斜	6,006[47.1%]	4,292[47.5%]	639[31.5%]	1,075[64.3%]	143,530[42.4%]
緩傾斜	6,337[49.7%]	4,487[49.6%]	1,337[66.0%]	513[30.7%]	120,854[35.7%]
高齢化率・耕作放棄率	12[0.1%]	12[0.1%]	-[-]	-[-]	1,284[0.4%]
小区画・不整形	-[-]	-[-]	-[-]	-[-]	175[0.1%]
8法地域内特認	-[-]	-[-]	-[-]	-[-]	3,829[1.1%]
畑	347[2.7%]	213[2.4%]	50[2.5%]	85[5.1%]	50,168[14.8%]
急傾斜	162[1.3%]	67[0.7%]	10[0.5%]	85[5.1%]	33,390[9.9%]
緩傾斜	178[1.4%]	138[1.5%]	39[1.9%]	1[0.0%]	11,320[3.3%]
高齢化率・耕作放棄率	7[0.1%]	7[0.1%]	-[-]	-[-]	137[0.0%]
8法地域内特認	-[-]	-[-]	-[-]	-[-]	5,321[1.6%]
草地	4[0.0%]	4[0.0%]	-[-]	-[-]	4,398[1.3%]
急傾斜	2[0.0%]	2[0.0%]	-[-]	-[-]	1,431[0.4%]
緩傾斜	2[0.0%]	2[0.0%]	-[-]	-[-]	2,630[0.8%]
草地比率の高い草地	-[-]	-[-]	-[-]	-[-]	-[-]
高齢化率・耕作放棄率	-[-]	-[-]	-[-]	-[-]	63[0.0%]
8法地域内特認	-[-]	-[-]	-[-]	-[-]	273[0.1%]
採草放牧地	32[0.3%]	32[0.4%]	-[-]	-[-]	14,152[4.2%]
急傾斜	28[0.2%]	28[0.3%]	-[-]	-[-]	10,113[3.0%]
緩傾斜	4[0.0%]	4[0.0%]	-[-]	-[-]	4,039[1.2%]
8法地域内特認	-[-]	-[-]	-[-]	-[-]	-[-]
計	12,740[100%]	9,040[100%]	2,026[100%]	1,673[100%]	338,390[100%]

注：[割合]は、各地目・各基準交付面積の各交付面積計に対する割合。
注：8法地域内特認とは、傾斜以外の不利条件により都道府県知事が定める基準に該当する農用地。
注：四捨五入により計が含まない場合がある。

注：四捨五入により計が含まない場合がある。

(単位: ha)

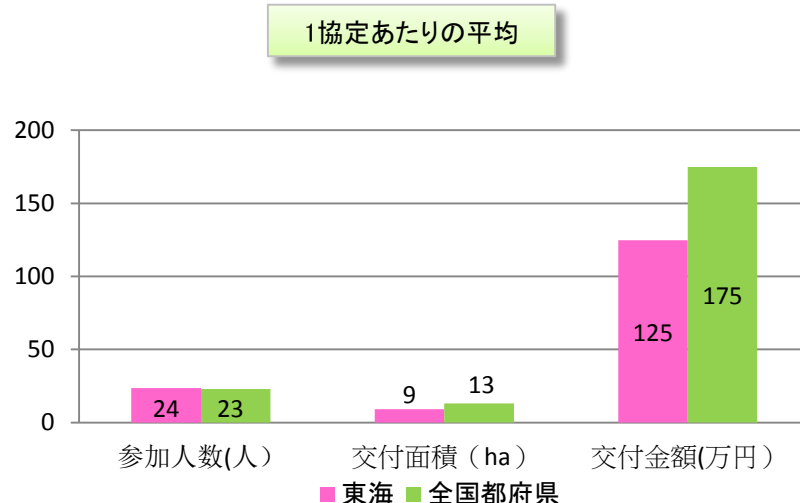
	管内						全国都府県
	平成26年度	平成27年度		平成28年度			平成28年度
				岐阜県	愛知県	三重県	
加算単価面積	200	560	570	491	27	52	22,154
加算単価面積率	1.5%	4.6%	4.5%	5.4%	1.3%	3.1%	6.5%

注：平成26年度の加算単価とは、以下の5種類。
・規模拡大加算・・・担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年間に亘り耕作する場合の加算。
・土地利用調整加算・・・担い手に対して新たに協定農用地面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算。
・小規模・高齢化集落支援加算・・・小規模・高齢化集落の農用地を協定に取り込んだ場合の加算。
・法人設立加算・・・新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算。
・集落連携促進加算・・・未実施集落等と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取り組みを行う場合の加算。
注：平成27年度、平成28年度の加算単価とは、以下の3種類。
・集落連携・機能維持加算(うち集落協定の広域化支援)：複数集落が広域協定を締結し、新たな人材を確保して農業生産活動の体制づくりを行う場合の加算。
・集落連携・機能維持加算(うち小規模・高齢化集落支援)：小規模・高齢化集落の農用地を協定に取り込んだ場合の加算。
・超急傾斜農地保全管理加算：超急傾斜の農用地の保全や有効活用に取り組む場合の加算。
注：四捨五入により計が含まない場合がある。

6. 集落協定の概要

1集落協定当たりの参加者数は、管内24人、全国都府県23人でした。また、1集落協定当たりの交付面積は管内9ha、全国都府県13haで、1集落協定当たりの交付金額は管内125万円、全国都府県175万円でした。管内の集落協定は、全国都府県の集落協定に比べて参加者数が多く、交付面積が小さくなっています。

	管内						全国都府県
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			平成28年度	平成28年度
			岐阜県	愛知県	三重県		
1協定あたり参加者数(人)	23	24	24	26	18	21	23
1協定あたり交付面積(ha)	9	9	9	10	7	8	13
1協定あたり交付金額(万円)	120	125	125	142	75	126	175



7. 集落協定における協定の規模の分布

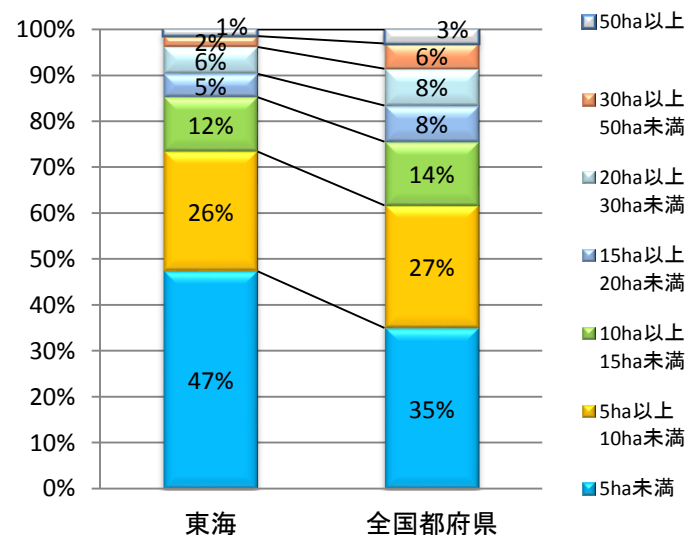
集落協定における農用地面積規模別の協定数をみると、管内では、5ha未満が47%を占めており、県別では、岐阜県43%、愛知県56%、三重県54%となっています。全国都府県では35%となっており、全国都府県に比べて面積の小さい協定の割合が高くなっています。

	平成28年度 農用地面積規模別協定数 [割合]										
	計	5ha未満	5ha以上	10ha以上	15ha以上	20ha以上	30ha以上	50ha以上	100ha以上	400ha以上	
			10ha未満	15ha未満	20ha未満	30ha未満	50ha未満	100ha未満	400ha未満		
岐阜県	857	365	231	111	51	52	29	16	2	-	
	[100%]	[43%]	[27%]	[13%]	[6%]	[6%]	[3%]	[2%]	[0%]	[-]	
愛知県	306	171	77	36	9	11	1	1	-	-	
	[100%]	[56%]	[25%]	[12%]	[3%]	[4%]	[0%]	[0%]	[-]	[-]	
三重県	216	116	52	16	10	18	3	1	-	-	
	[100%]	[54%]	[24%]	[7%]	[5%]	[8%]	[1%]	[0%]	[-]	[-]	
管内	1,379	652	360	163	70	81	33	18	2	-	
	[100%]	[47%]	[26%]	[12%]	[5%]	[6%]	[2%]	[1%]	[0%]	[-]	
全国都府県	25,019	8,743	6,679	3,470	1,975	2,013	1,378	613	132	16	
	[100%]	[35%]	[27%]	[14%]	[8%]	[8%]	[6%]	[2%]	[1%]	[0%]	

注：[割合]は、各農用地面積規模別協定数の全集落協定数に対する割合。

注：四捨五入により計が合わない場合がある。

集落協定における農用地面積別協定数の割合



8. 集落協定の活動内容

(1) 集落マスタープラン（集落の10～15年後の将来像を見据え、5年間の活動計画を策定）の内容
集落マスタープランにおいて、目指すべき将来像の内容は、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が80%で最も多くなっています。

また、将来像を実現するための活動方策の内容は、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が80%で最も多くなっています。

		平成28年度集落マスタープランの内容選択数[割合]				
		管内				全国都府県
			岐阜県	愛知県	三重県	
目指すべき将来像						
	将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	1,102[80%]	730[85%]	202[66%]	170[79%]	20,338[81%]
	協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	251[18%]	165[19%]	36[12%]	50[23%]	4,044[16%]
	協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生可能な所得を確保	80[6%]	55[6%]	6[2%]	19[9%]	1,709[7%]
	その他	234[17%]	122[14%]	103[34%]	9[4%]	2,255[9%]
	集落協定総数	1,379[100%]	857[100%]	306[100%]	216[100%]	25,019[100%]
将来像を実現するための活動方策						
	機械・農作業の共同化等営農組織の育成	150[11%]	115[13%]	19[6%]	16[7%]	3,270[13%]
	高付加価値型農業	20[1%]	12[1%]	2[1%]	6[3%]	673[3%]
	農業生産条件の強化	45[3%]	23[3%]	6[2%]	16[7%]	1,500[6%]
	担い手への農地集積	90[7%]	72[8%]	1[0%]	17[8%]	1,585[6%]
	担い手への農作業の委託	167[12%]	116[14%]	30[10%]	21[10%]	1,629[7%]
	新規就農者等による農業生産	12[1%]	7[1%]	3[1%]	2[1%]	398[2%]
	地場産農産物等の加工・販売	18[1%]	13[2%]	2[1%]	3[1%]	497[2%]
	消費・出資の呼び込み	10[1%]	7[1%]	0[-]	3[1%]	302[1%]
	共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	1,108[80%]	660[77%]	270[88%]	178[82%]	19,219[77%]
	その他	145[11%]	112[13%]	30[10%]	3[1%]	2,534[10%]
	集落協定総数	1,379[100%]	857[100%]	306[100%]	216[100%]	25,019[100%]

注：[割合]は、各項目に取り組んだ集落協定数の各集落協定総数に対する割合。

注：四捨五入により計が合わない場合がある。

(2)農業生産活動等として取り組むべき事項（集落協定で必ず取り組む事項（必須事項））

必須事項の取り組みにおいては、「（鳥獣害防止のための）柵・ネット等の設置」が全国都府県47%に比べて管内70%、「周辺林地の下草刈り」が全国都府県68%に比べて管内82%と、それぞれ高くなっています。

一方、「景観作物の作付け」が全国都府県29%に比べて管内16%、「堆きゅう肥の施肥」が全国都府県10%に比べて管内3%と、それぞれ低くなっています。

		平成28年度 農業生産活動等として取り組むべき事項の選択状況[割合]				
		管内				全国都府県
耕作放棄の防止等の活動	賃借権設定・農作業の委託	462 [34%]	329 [38%]	77 [25%]	56 [26%]	8,366 [33%]
	既荒廃農地の復旧	- [-]	- [-]	- [-]	- [-]	46 [0%]
	既荒廃農地の林地化	- [-]	- [-]	- [-]	- [-]	28 [0%]
	既荒廃農地の保全管理	34 [2%]	23 [3%]	1 [0%]	10 [5%]	1,036 [4%]
	農地の法面管理	1,034 [75%]	641 [75%]	234 [76%]	159 [74%]	18,832 [75%]
	柵、ネット等の設置	972 [70%]	609 [71%]	187 [61%]	176 [81%]	11,642 [47%]
	限界的農地の林地化	- [-]	- [-]	- [-]	- [-]	13 [0%]
	簡易な基盤整備	112 [8%]	78 [9%]	3 [1%]	31 [14%]	1,825 [7%]
	担い手の確保	29 [2%]	17 [2%]	7 [2%]	5 [2%]	612 [2%]
	地場農産物の加工・販売	9 [1%]	6 [1%]	- [-]	3 [1%]	165 [1%]
	土地改良事業	1 [0%]	- [-]	- [-]	1 [0%]	96 [0%]
	自然災害を受けている農用地の復旧	- [-]	- [-]	- [-]	- [-]	128 [1%]
	地目変換	- [-]	- [-]	- [-]	- [-]	19 [0%]
	その他	8 [1%]	7 [1%]	- [-]	1 [0%]	325 [1%]
水路・農道等の管理	水路の管理	1,363 [99%]	841 [98%]	306 [100%]	216 [100%]	23,589 [94%]
	農道の管理	1,338 [97%]	832 [97%]	300 [98%]	206 [95%]	24,403 [98%]
	その他の施設の管理	6 [0%]	3 [0%]	- [-]	3 [1%]	776 [3%]
多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈	1,137 [82%]	722 [84%]	269 [88%]	146 [68%]	16,951 [68%]
	土壌流亡に配慮した営農	7 [1%]	- [-]	1 [0%]	6 [3%]	414 [2%]
	棚田オーナー制度	5 [0%]	2 [0%]	1 [0%]	2 [1%]	89 [0%]
	市民農園等の開設・運営	9 [1%]	8 [1%]	- [-]	1 [0%]	123 [0%]
	体験民宿（グリーン・ツーリズム）	1 [0%]	1 [0%]	- [-]	- [-]	152 [1%]
	景観作物の作付け	224 [16%]	127 [15%]	26 [8%]	71 [33%]	7,278 [29%]
	魚類・昆虫類の保護	35 [3%]	28 [3%]	4 [1%]	3 [1%]	448 [2%]
	鳥類の餌場の確保	26 [2%]	14 [2%]	4 [1%]	8 [4%]	314 [1%]
	粗放的畜産	1 [0%]	1 [0%]	- [-]	- [-]	194 [1%]
	堆きゅう肥の施肥	43 [3%]	33 [4%]	10 [3%]	- [-]	2,513 [10%]
	拮抗作物の利用	- [-]	- [-]	- [-]	- [-]	29 [0%]
	合鴨・鯉の利用	- [-]	- [-]	- [-]	- [-]	71 [0%]
	輪作の徹底	- [-]	- [-]	- [-]	- [-]	39 [0%]
	緑肥作物の作付け	9 [1%]	1 [0%]	8 [3%]	- [-]	323 [1%]
	その他活動	42 [3%]	34 [4%]	4 [1%]	4 [2%]	508 [2%]
	集落協定総数	1,379 [100%]	857 [100%]	306 [100%]	216 [100%]	25,019 [100%]

注：[割合]は、各項目に取り組んだ集落協定数の各集落協定総数に対する割合。

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

より前向きな選択的取り組み（体制整備）においては、各項目に取り組んだ集落協定の割合は、A要件の「担い手への農地集積」が全国都府県27%に比べて管内81%と高くなっています。一方、「農業生産条件の強化」が全国都府県24%に比べて管内3%と低くなっています。

また、各要件を選択した集落協定数の、体制整備単価選択協定数に対する割合（各要件選択率）をみると、A要件選択率が全国都府県6%に比べて管内3%と低くなっている一方で、C要件選択率では、全国都府県95%に比べて管内99%と高くなっています。

※ 体制整備単価を受けるためのより前向きな取り組みにはA、B、Cの3つの要件があり、3つの要件から1つ以上を選択することになっています。（A要件については2つ以上、B,C要件は1つ以上選択。）

		平成28年度 体制整備として取り組むべき事項選択状況【割合】				
		管内				全国都府県
			岐阜県	愛知県	三重県	
農用地等保全マップの内容	農地法面、水路・農道等補修・改良	827 [85%]	478 [83%]	218 [96%]	131 [78%]	13,006 [77%]
	既荒廃農地復旧又は林地化	1 [0%]	－ [－]	1 [0%]	－ [－]	42 [0%]
	農作業共同化又は受委託等	79 [8%]	60 [10%]	11 [5%]	8 [5%]	2,307 [14%]
	自己施工の箇所、整備内容、受益農地	3 [0%]	3 [1%]	－ [－]	－ [－]	374 [2%]
	農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	2 [0%]	－ [－]	－ [－]	2 [1%]	72 [0%]
	その他将来に向けた適正な農用地保全	173 [18%]	126 [22%]	－ [－]	47 [28%]	3,737 [22%]
	体制整備単価選択協定数	968 [100%]	573 [100%]	228 [100%]	167 [100%]	16,918 [100%]
	A要件	機械・農作業の共同化	26 [81%]	26 [81%]	－ [－]	－ [－]
高付加価値型農業の実践		2 [6%]	2 [6%]	－ [－]	－ [－]	155 [16%]
農業生産条件の強化		1 [3%]	1 [3%]	－ [－]	－ [－]	234 [24%]
担い手への農地集積		26 [81%]	26 [81%]	－ [－]	－ [－]	264 [27%]
担い手への農作業の委託		6 [19%]	6 [19%]	－ [－]	－ [－]	385 [39%]
A要件選択協定数		32 [100%]	32 [100%]	－ [－]	－ [－]	993 [100%]
A要件選択率		3%	6%	－	－	6%
B要件		新規就農者等の確保	3 [50%]	2 [67%]	－ [－]	1 [33%]
	地場産農産物等の加工・販売	3 [50%]	1 [33%]	－ [－]	2 [67%]	151 [48%]
	消費・出資の呼び込み	－ [－]	－ [－]	－ [－]	－ [－]	14 [4%]
	B要件選択協定数	6 [100%]	3 [100%]	－ [－]	3 [100%]	314 [100%]
	B要件選択率	1%	1%	－	2%	2%
C要件	集団的かつ持続可能な体制整備	954 [100%]	562 [100%]	228 [100%]	164 [100%]	16,000 [100%]
	C要件選択率	99%	98%	100%	98%	95%

注：[割合]は、各項目に取り組んだ集落協定数の、それぞれの要件を選択した集落協定総数に対する割合。

注：四捨五入により計が合わない場合がある。

9. 交付金の配分割合

集落協定における交付金の共同取組活動への配分割合は、全国都府県46%に比べて管内49%と高くなっています。

		平成28年度	
		共同取組活動	個人
	岐阜県	51.0%	49.0%
	愛知県	39.6%	60.4%
	三重県	50.5%	49.5%
	管内	49.4%	50.6%
全国都府県		46.3%	53.7%

共同取組活動への配分割合別集落協定数をみると、50%以上75%未満が555協定（40%）と最も多くなっています。また、共同取組活動の交付金の支出割合については、「農道・水路管理費」が29%と最も多くなっています。

		平成28年度 共同取組活動への配分割合別集落協定数[割合]						
		計	0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
	岐阜県	857	27	51	192	401	27	159
		[100%]	[3%]	[6%]	[22%]	[47%]	[3%]	[19%]
	愛知県	306	21	71	84	87	5	38
		[100%]	[7%]	[23%]	[27%]	[28%]	[2%]	[12%]
	三重県	216	41	27	45	67	5	31
		[100%]	[19%]	[13%]	[21%]	[31%]	[2%]	[14%]
管内		1,379	89	149	321	555	37	228
		[100%]	[6%]	[11%]	[23%]	[40%]	[3%]	[17%]
全国都府県		25,019	1,458	2,842	7,235	10,478	758	2,248
		[100%]	[6%]	[11%]	[29%]	[42%]	[3%]	[9%]

注：[割合]は、各配分割合別協定数の全協定数に対する割合。

注：四捨五入により計が合わない場合がある。

